様式第６号（第24条、第25条、第33条関係）（乙）（１）（表面）

労働保険 概算・増加概算 確定 保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

下記のとおり申告します。

有期事業（一括有期事業を除く。） 年 月 日

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
ＯＣＲ枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

※各種区分	
保険関係等区分	業種
731	3501

提出用

種別 32702

※修正項目番号

熊本労働局労働保険特別会計歳入徴収官殿

（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク（▶）の所で折り曲げて下さい。）

①労働保険番号	都道府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号
	43	10	183456	7	008 (項1)

㉝法人番号 1234567890123 (項13)

②保険関係成立年月日	③常時使用労働者数
令和3年4月1日	30人

④事業又は作業の種類：建築事業

⑤増加年月日（元号：令和は９）：元号 － 年 － 月 － 日 (項2)

⑥事業終了（予定）年月日（元号：令和は９）：元号 9 － 4年 － 12月 － 25日 (項3)

⑦賃金総額の算出方法：（イ）支払賃金 （ロ）労務費率又は労務費の額 （ハ）平均賃金

賃金総額の特例（⑦の（ロ））による場合

⑧請負金額の内訳 (イ)請負代金の額	(ロ)請負代金に加算する額	(ハ)請負代金から控除する額	(ニ)請負金額((イ)+(ロ)−(ハ))	⑨素材の（見込）生産量	⑩労務費率又は労務費の額
円 600,000,000	円 5,000,000	円	円 605,000,000	立方メートル	23 % 円 139,150,000

確定保険料

⑪算定期間	⑫保険料率	⑬保険料算定基礎額	⑭確定保険料額（⑬×⑫）	⑮申告済概算保険料額
3年4月1日から4年12月25日まで	1000分の 9.5	千円 139,150	円 1,321,925 (項4)	円 1,311,000

⑯差引額：（イ）充当額（⑮−⑭） 円；（ロ）還付額（⑮−⑭） 円 (項12)；（ハ）不足額（⑭−⑮） 円 10,925

㉜充当意思 (項11) ㉛欄の一般拠出金に充当する場合は２を記入

一般拠出金（注）

㉙一般拠出金算定基礎額	㉚一般拠出金率	㉛一般拠出金（㉙×㉚）
千円 139,150	1000分の 0.02	円 2,783 (項10)

（注）石綿による健康被害の救済に関する法律第３５条第１項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金

増加概算保険料

⑰算定期間	⑱保険料率	⑲保険料算定基礎額又は増加後の保険料算定基礎額の見込額	⑳概算保険料額又は増加後の概算保険料額（⑲×⑱）	㉑申告済概算保険料額
年月日から年月日まで	1000分の	千円	円 (項5)	円

㉒差引納付額（⑳−㉑） 円

㉓延納の申請 納付回数 (項6)

※有期メリット識別コード (項7)

※データ指示コード (項8)

※再入力区分 (項9)

㉔概算保険料又は増加概算保険料の期別納付額	
第１期（初期）	円
第２期 以降	円

㉕今期納付額	
(イ)概算保険料又は増加概算保険料	円
(ロ)確定保険料	10,925 円
(ハ)一般拠出金	2,783 円

※修正項目（英数・カナ）

⑭⑯の（ロ）、⑳㉛欄の金額の前に「￥」記号を付さないで下さい。
㉕の（ハ）、㉙㉚㉛㉜欄は事業開始が平成19年4月1日以降の場合に記入して下さい。

㉖発注者（立木の伐採の事業の場合は立木所有者等）の住所又は所在地及び氏名又は名称		
住所又は所在地	東京都千代田区霞が関１-２-２	郵便番号 100-8916
氏名又は名称	株式会社 厚生労働企画	電話番号 03-5253-****

㉗事業 所在地	熊本市中央区大江×−×−×
㉗事業 名称	熊本中央ビル新築工事

㉘事業主			
(イ)住所（法人のときは主たる事務所の所在地）	熊本市西区春日２-１０-１	郵便番号	860-0047
(ロ)名称	株式会社労働保険工業	電話番号	096-211-****
(ハ)氏名（法人のときは代表者の氏名）	代表取締役 熊本太郎		

あて先 〒860-8514 熊本市西区春日２−１０−１ 熊本地方合同庁舎Ａ棟９階
熊本労働局労働保険特別会計歳入徴収官

きりとり線（１枚目はきりはなさないで下さい。）